

市会議場システムの構築及び  
音響・映像等機器の設備更新業務

企画提案仕様書

令和7年3月

大阪市会事務局

# 1 概要

## (1) 業務名

市会議場システムの構築及び音響・映像等機器の設備更新業務

## (2) 事業の目的

現在、議場及び各委員会室（以下、「議場等」という。）に設置している音響・映像設備については、古いもので昭和 57 年の大阪市役所本庁舎 1 期工事の際に設置された機器を使用しており、その他の機器についても経年劣化による故障が発生し、今後の議会運営に支障をきたす恐れがある。

本会議及び各委員会等における円滑な議事運営をはじめ、市民への情報発信などに必要な音響・映像設備を更新し、議場等にディスプレイの新設や電子採決、出席議員自動集計などの機能を有し、発言残時間や中継配信映像の管理も一元的に可能となる、いわゆる「議場システム」を構築することで、議会関連業務の最適化をめざすものである。

併せて、議場内及び傍聴席にディスプレイを設置することで、出席議員数や電子採決結果等を即座に集計しディスプレイに表示することが可能となるだけでなく、傍聴席では別途調達するリアルタイム字幕を表示するなど、より多くの人にわかりやすい情報発信により「情報発信の強化」、「より開かれた議会」を実現する。

※議場等とは、本会議場、第 1 委員会室、第 2 委員会室、第 3 委員会室、第 4 委員会室、第 5 委員会室、第 6 委員会室、特別委員会室のことをいう。

## (3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ただし、更新作業等については、議場等を一時的に閉鎖し実施することは可能とするが、市会日程等への影響を考慮し、同時に実施する委員会室は 2 室までとすること。なお、議場については、令和 9 年 2 月から更新後の機器を使用することが望ましいが、それを踏まえて業務スケジュールを計画し、本市と調整すること。

※本市が想定するスケジュールは以下のとおり。

- ・ 特別委員会室（令和 8 年 1 月～3 月） → 第 1・2 委員会室（令和 8 年 4 月～5 月）  
→ 第 3・4 委員会室（令和 8 年 6 月～7 月） → 第 5・6 委員会室（令和 8 年 8 月～9 月）
- ・ 議場（令和 8 年 6 月～12 月）

## (4) 業務に要する費用

提案上限額 金 422,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

① 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。



とを約束するものではない。

- ③ 整備により不要となる既存機器等の撤去及び廃棄を含む。

(8) 議場システム等の設置場所等

本仕様書において、操作席や収納架等の設置場所として想定している場所及び操作内容等は、以下のとおりとする。

| 名称         | 設置場所                  | 主な操作内容等                                               |
|------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| ①議場内操作席    | 議場内の理事者席付近            | 本会議における<br>・音響及び映像操作<br>・発言残時間、電子採決結果、出席議員数などの管理及び各操作 |
| ②議場機器収納架   | 議場外の理事者控室（議場内の理事者席の裏） | 本会議における<br>・録音及び映像内容の確認<br>・記録媒体への録音及び録画              |
| ③委員会室内操作席  | 委員会室内の事務局席付近          | ・各委員会における音響及び映像操作                                     |
| ④委員会室機器収納架 | 委員会室内                 | 各委員会における<br>・録音、映像内容の確認<br>・記録媒体への録音、録画               |
| ⑤市会事務局内操作室 | 市会事務局内の会議室            | ・①及び③と同様の操作<br><br>・本会議及び各委員会の議会中継配信映像の視聴             |

## 2 共通仕様

### (1) 安全基準、品質管理

- ① 設置機器は、建築設備耐震設計及び施工指針に準じ、耐震に対して十分な強度を有した工法を用いること。
- ② 設置機器は、適切な運転・保守が行われた場合、十分な耐久性を有すること。
- ③ 設置機器は、メーカーサポート期間内は国内に在庫が確保されており、日常的なメンテナンスが容易、かつ故障対応などが迅速に実施できる製品であること。

### (2) 運用（操作）システム

- ① 議会運営を円滑に行うことを目的とし、運営に必要な音響映像機器の一元管理と簡易な操作設定が可能であり、職員による運用の省力化が実現できること。
- ② タッチパネルディスプレイによる操作によって議会運営に必要な操作及び設定作業が全て行えること。
- ③ タッチパネルディスプレイは、市会事務局職員が操作することを想定しているため、専門的知識のない者であっても簡単に素早く目的の操作が行えること。
- ④ タッチパネルディスプレイは、フリックやドラッグアンドドロップ操作などに対応できることが望ましいが、それ以外の提案を妨げるものではない。
- ⑤ タッチパネルディスプレイのタッチパネルの故障や不具合に備えて、同様の操作がマウスやキーボードで行えること。

### (3) 電源設備

- ① 電源を必要とする場合は電源の引き込みも行うこと。使用する分電盤及び電源回路については、現地調査を実施し、本市の承認を得ること。（電源容量が不足する場合も同様とする。）
- ② 電源及びカットリレーは既設流用とするが、設置場所に応じ延長すること。
- ③ 停電を要する作業が発生した場合、作業内容等の詳細について本市の承認を得ること。
- ④ 設置機器の発熱量、消費電力については計算し報告すること。

### (4) 設置作業等

- ① 現地での作業は事前に現場の実情を十分に理解したうえで実施すること。また、業務責任者は本市との連絡を密に行い、工程調整、作業調整等を十分に行うこと。
- ② 設置は、あらかじめ各機器等の搬入経路等、現場の状況を十分に調査し、作業計画、工程、人員及び搬入経路等の必要事項を記載した計画書を作成し、本市の承認を得ること。なお、設置の際に、市役所本庁舎及び既存の機器等に損害を与えた場合、受注者の責任において修復すること。
- ③ 作業終了後、新規の設置機器及び既存の設置機器の動作試験を行い、問題なく動作することを確認すること。
- ④ 現地での作業時間は、原則 9 時から 17 時までとする。
- ⑤ 機器等の設置位置については、他の機器との兼ね合い等を考慮し、本市の承認を得ること。
- ⑥ 機器等を収納する機器収納架は更新し、床面に固定すること。

- ⑦ アンカー固定等で床面、壁面に開口をする場合、事前に該当箇所に配管等が無いかな調査をし、調査結果を提出し、本市の承認を得ること。
- ⑧ 機器設置時の壁面などからの飛び出し量は最低限となるよう設計すること。
- ⑨ 配管・配線・電源などの作業については、ルートを含む敷設方法を明確にし、本市の承認を得ること。
- ⑩ 配線等、隠ぺいが困難と判断された場合は、露出配線も可能とするが配線の保護及び出来る限り目立たない処理を行い、議場等全体の景観保持に配慮すること。なお、その場合は試験的に一部仮設を実施し、本市の承認を得ること。また、原則は認めないが、現地調査も含めカーペットを剥がす必要性が生じた場合は、速やかに本市と協議するものとする。

#### (5) 備品等

運用上、必要最低限の備品を準備し保管すること。

### 3 基礎的要件(議場システム等の構築にあたり基礎的な機能要件として提案を求める項目)

議場システム等の基礎的な機能要件は以下のとおりであるが、以下に記載がなくても必要な機器及びソフトウェアがあれば追加して提案すること。

また、以下の仕様に対応できない場合で代替要件(代替提案)がある場合は、代替要件を提案すること。

#### (1) 議場の音響機器

##### (有線会議マイク機器)

- ① 議長席、局長席、演壇にフルデジタル有線会議マイクシステムを2台ずつ設置すること。なお、議員席及び理事者席にマイクは設置しない。
- ② 会議マイクシステムにはスピーカー、発言ボタンを搭載すること。なお、イヤホン端子などが搭載されているなど、他の機能が搭載されている会議マイクシステムの提案を妨げるものではない。
- ③ 音声信号、制御信号、マイク電源等の伝送については、冗長化や汎用性及び将来的な議場設備の更新の面から、広く国内／海外メーカーが採用している LAN ケーブル (Cat6/STP 相当) 及びコネクタ (STP 相当) を使用し正規手順で結線処理を行うこと。また万が一、断線が発生しても、市販されている LAN ケーブルを用いた緊急対応による早期復旧が行えること。
- ④ 配線方式はマイク間を渡る送り配線とし、万が一断線が1か所発生しても、音切れすることなく本会議の継続が可能であること。また、ループ接続に対応した機器を使用し、配線の冗長化を図ること。
- ⑤ マイク形状はグースネックマイクとし、簡単に取付・取り外しが可能であること。
- ⑥ マイクは明瞭な集音が行える性能を有することはもちろん、発言時の吹かれや咳などを想定し、ウインドスクリーンを設けること。
- ⑦ マイク先端の集音部分を発言者の口元に調整しやすいよう、可動箇所は2か所以上とすること。また、筐体は耐久性を考慮した金属製とし、筐体部分から携帯電話等の外来電波を受信しないよ

う、電波対策が施された製品を使用すること。

- ⑧ ボタン操作や机上面の振動をマイクが拾わないよう、ショックアブソーバ等の対策がされた機器を使用すること。
- ⑨ マイクの長さは、議長席、局長席、演壇それぞれ起立及び着席での発言を想定して、適切かつ妥当であり、明瞭な集音・拡声が可能な長さとする。議長席については、配信映像へのマイクの映り込み具合や、机上面の状況等に応じて、実機を確認の上、選定可能であること。
- ⑩ マイク接続端子は専用マイクの接続のみ想定された特殊コネクタではなく、広く市販されている各社マイクの接続が可能なキャノン3ピンタイプ（XLR3-31）とすること。様々なラインナップのマイク接続に対応可能とすることで、故障等における即時交換対応や今後の議会運営に合わせた理想的なマイクへの交換が可能であること。
- ⑪ 万が一、運用（操作）システムがダウンし、タッチパネルディスプレイによる操作ができなくなった場合、会議マイクシステムに搭載された発言ボタンによる手動操作により、本会議の継続が可能であること。

#### （集音マイク）

- ① マイク選択操作ミスによる集音の頭切れ対策や不規則発言等の集音を行うため、集音マイクを設置すること。なお、議場の形状等を考慮して適切な設置場所、台数を提案すること。
- ② 建物の振動を拾わないよう、ショックマウントを搭載すること。
- ③ 集音マイクの音声と会議マイクの音声は別系統とし会議音声に影響を与えないこと。
- ④ 集音マイクは単独で録音可能であること。

#### （デジタルワイヤレスマイク）

- ① 議員席での発言や子ども市会等での運用を想定し、デジタルワイヤレスマイク（卓上型（グースネック）及びハンド型）をそれぞれ3台ずつ準備すること。また、万が一、会議マイクシステムがダウンした場合は、議長席、局長席、演壇に設置することで、本会議の継続が可能であること。
- ② 充電又は市販の乾電池で利用可能であり、連続利用可能時間が10時間以上であること。
- ③ 混信が発生しないよう調整が可能であること。
- ④ 議場内エリアをカバーできるワイヤレスアンテナを設置すること。
- ⑤ ワイヤレスマイクの音量調整はタッチパネルディスプレイで操作可能とし、万が一、運用（操作）システムがダウンし、タッチパネルディスプレイによる操作ができなくなった場合、議場内操作席に設置する音響機器にて操作できること。

#### （録音機器）

- ① 長時間録音が可能でSDカードまたはUSBメモリーによる記録が可能な業務用デジタルレコーダーを議場機器収納架に2台設置すること。
- ② 記録フォーマットはMP3またはWAVのどちらにも対応可能であること。なお、録音する音声は、有線マイク及びワイヤレスマイクと集音マイクの音声を想定している。
- ③ 録音・一時停止・停止操作は本体またはタッチパネルディスプレイで操作可能とし、ディスプレイにはレコーダーの動作状態及び記録可能時間が表示されること。また、2台のレコーダーは連動及び個別操作に対応できること。

- ④ 議場内操作席及び議場機器収納架に、持込の録音機器が接続可能な音声出力端子を2系統以上設けること。なお、端子形状は最適と思われる形式を準備すること。

#### (スピーカー)

- ① 議場内（議長席、演壇、局長席、議員席、理事者席、速記席、記者席）の各席に設置されているスピーカーのユニット交換を行い、継続して使用することが望ましいが、それ以外の提案を妨げるものではない。
- ② 議場内に拡声用スピーカーを設置する場合は、ハウリング対策、明瞭度を確保すること。なお、議場の形状等を考慮して適切な設置場所、台数を提案すること。
- ③ 傍聴席に対して議場内の音声を拡声できるよう、スピーカーを設置すること。なお、議場の形状等を考慮して適切な設置場所、台数を提案すること。
- ④ スピーカーの設置にあたっては、必要なスピーカーの固定用下地補強を行うこと。なお、取付前に調査を実施し、設置場所及び設置方法について本市の承認を得ること。

#### (その他音響機器)

- ① 各入出力音声の音量調整及びハウリング対策を含む音響調整を行うためのデジタルシグナルプロセッサ（DSP）を設けること。また、議場システム等の構築上、必要な機器を設けること。
- ② 各所スピーカーへの拡声のため、パワーアンプを設け送出先の系統ごとに音量調整が行えること。
- ③ 記者席（全席）に録音用音声出力端子を設けること。

### (2) 議場の映像機器

#### (カメラ)

- ① フルハイビジョン対応の可動型カメラを2台以上設置すること。なお、採決時に議員席全景映像の撮影が可能となるよう、議場の形状等を考慮して適切な設置場所、台数を提案すること。
- ② 光学24倍以上電動ズームレンズ、水平垂直旋回機能を有し、撮影可能な水平画角は74.1度以上とすること。
- ③ 撮像素子は高感度・高解像度での撮影に対応した800万画素以上のMOSセンサー等を搭載すること。カメラ電源はPoE+によるLANケーブルに対応し、映像出力はHD-SDI信号で送出可能であること。
- ④ 水平垂直旋回、ズームなどの動作は高速かつ静音性の高い機種とすること。
- ⑤ カメラの設置に必要な取付金具を準備すること。カメラの主要色は複数色から選択可能とし、カメラ取付金具も取付周辺の設置環境に合わせた塗装色とすること。
- ⑥ 万が一、運用（操作）システムがダウンし、タッチパネルディスプレイによる操作ができなくなった場合を想定し、議場内操作席及び市会事務局内操作室にカメラリモコンを設置すること。

#### (ディスプレイ)

- ① 議場内に議員席及び傍聴席からの視聴を考慮した65型以上のディスプレイを2台設置すること。なお、設置場所については議場の形状等を考慮して適切な場所を提案すること。ただし、現段階におけるディスプレイへの表示は出席議員数、電子採決結果、発言残時間表示等を想定しており、

資料や映像などの表示は想定していない。

- ② 議場内に理事者席及び演壇からの視聴を考慮した 65 型以上のディスプレイを 2 台設置すること。なお、設置場所については議場の形状等を考慮して適切な場所を提案すること。ただし、現段階におけるディスプレイへの表示は出席議員数、電子採決結果、発言残時間表示等を想定しており、資料や映像などの表示は想定していない。
- ③ ディスプレイ壁面設置用金具（上下左右角度可変タイプ）を準備すること。なお、ディスプレイ設置に関し、壁面等の補強が必要な場合は、実施方法などについて本市の承認を得ること。
- ④ 傍聴席に 65 型以上のディスプレイを 2 台（1 カ所に、横長のディスプレイを上下に 2 台配置）設置し、設置用に移動式ディスプレイスタンドを準備すること。なお、1 台は議会中継配信映像、1 台は別途文字起こしの映像を表示することを想定している。
- ⑤ 局長席に 10 型程度の卓上ディスプレイを設置し、議会中継配信映像を表示すること。
- ⑥ 議場内操作席に 13.3 型程度の卓上ディスプレイを設置し、タッチパネルディスプレイで選択操作した映像の確認ができること。
- ⑦ 議場機器収納架に 13.3 型程度のディスプレイを設置し、議会中継配信映像及び録画映像の確認が行えること。

#### （持込映像機器の接続）

- ① 議場内操作席に書画カメラやタブレット端末等の映像送出機器が接続できるよう、HDMI 端子と AC100V コンセントを設けること。また、別途文字起こし PC や Web 会議 PC も接続できるよう端子の入力数を見込むこと。
- ② iPad (TYPE-C) の接続を想定し、HDMI への変換コネクタを設けること。なお、HDMI への変換アダプタ等の準備でも可とする。
- ③ 接続された映像機器の映像は議場内操作席のタッチパネルディスプレイより任意の送出先に対して送出操作ができること。

#### （録画機器）

- ① 議会中継配信映像や個別カメラのハイビジョン映像録画（HD-SDI 信号、HDMI 信号両方対応可能とする）を行うため、業務用 BD/HDD レコーダーを 3 台以上設置すること。なお、録画する映像については、各カメラの音声付きの映像、音声付きでテロップ等を挿入した状態の映像を想定している。
- ② ハードディスク容量は 1TB 以上とし、ブルーレイ DVD とハードディスクへの同時録画が可能な機能を有すること。
- ③ 録画操作は本体またはタッチパネルディスプレイから操作可能とし、ディスプレイにはレコーダーの動作状態（録画・停止）及び記録可能時間が表示されること。
- ④ 録画映像の確認は、議場機器収納架の 13.3 型程度のディスプレイで行うものとする。録画データ選択や各種編集操作については、レコーダー付属のリモコンを使用して行えること。

#### （議会映像の外部配信）

- ① 本市のインターネット議会中継配信業務を受託している事業者と協議のうえ、映像・音声の問題なく配信されるように、設計、施工及び調整を実施すること。

- ② 発言者選択映像を含むカメラ映像、電子採決結果映像以外に、現段階では想定していないが、議場内操作席に接続された書画カメラやタブレット端末等を使用した電子資料映像、別途契約の手話通訳者付配信映像、音声文字変換映像等が配信されるよう対応すること。
- ③ 市会事務局内操作室に 55 型程度のディスプレイ 1 台、15 型程度のディスプレイ 7 台を設置し、議場等の議会中継配信映像の視聴ができること。なお、設置についてはスペース等を考慮しつつ、設置前に設置場所・方法等を提案し本市の承認を得ること。

#### (停電対策)

- ① 落雷等による停電時における対策として、無停電電源装置 (UPS) を設けること。
- ② UPS で保護する機器は議会運用パソコン、タッチパネルディスプレイ、録音機器、録画機器、制御機器及びそれに付随する機器とし、それらの機器に停電後約 5 分間電源供給が可能な容量を見込むこと。
- ③ UPS は議場機器収納架に設置すること。
- ④ UPS 電源供給機器について、常時電源供給機器以外の電源は「(5) 操作／制御装置」に記載の主電源と連動して電源制御が行えること。

### (3) 委員会室の音響機器

#### (会議マイク機器)

- ① フルデジタル有線会議マイクシステムと赤外線会議マイクシステムを設置すること。なお、本数については以下のとおりとする。  
 第 1、2、3、4、5、6 委員会室   ： 各有線 8 本以上、赤外線 8 本以上  
 特別委員会室                   ： 有線 16 本以上、赤外線 8 本以上
- ② 会議マイクシステムにはスピーカー、発言ボタンを搭載すること。なお、イヤホン端子などが搭載されているなど、他の機能が搭載されている会議マイクシステムの提案を妨げるものではない。
- ③ マイク形状はグースネックマイクとし、簡単に取付・取り外しが可能であること。
- ④ マイクは明瞭な集音が行える性能を有することはもちろん、発言時の吹かれや咳などを想定し、ウインドスクリーンを設けること。
- ⑤ マイク先端の集音部分を発言者の口元に調整しやすいよう、可動箇所は 2 か所以上とすること。また、筐体は耐久性を考慮した金属製とし、筐体部分から携帯電話等の外来電波を受信しないよう、電波対策が施された製品を使用すること。
- ⑥ ボタン操作や机上面の振動をマイクが拾わないよう、ショックアブソーバ等の対策がされた機器を使用すること。
- ⑦ マイクの長さは、起立及び着席での発言を想定して、適切かつ妥当であり、明瞭な集音・拡声が可能ながさとする。
- ⑧ マイク接続端子は専用マイクの接続のみ想定された特殊コネクタではなく、広く市販されている各社マイクの接続が可能なキャノン 3 ピンタイプ (XLR 3-31) とすること。様々なラインナップのマイク接続に対応可能とすることで、故障等における即時交換対応や今後の議会運営に合わせた理想的なマイクへの交換が可能であること。

- ⑨ 万が一、運用（操作）システムがダウンし、タッチパネルディスプレイによる操作ができなくなった場合、会議マイクシステムに搭載された発言ボタンによる手動操作により、委員会の継続が可能であること。

#### （集音マイク）

各委員会室には集音マイクを設置する想定はしていないが、設置の提案を妨げるものではない。ただし、集音マイクの設置を提案する場合の要件は、議場と同様とする。

#### （録音機器）

- ① 長時間録音が可能で SD カードまたは USB メモリーによる記録が可能な業務用デジタルレコーダーを委員会室機器収納架に 1 台設置すること。ただし、集音マイクの設置を提案する場合は、議場と同様に 2 台設置すること。
- ② 記録フォーマットは MP3 または WAV のどちらにも対応可能であること。
- ③ 録音する音声は、有線マイク及び赤外線マイクの音声を想定しているが、2 台設置する場合は、議場と同様に集音マイクの音声も録音可能であること。
- ④ 録音・一時停止・停止操作は本体またはタッチパネルディスプレイで操作可能とし、ディスプレイにはレコーダーの動作状態及び記録可能時間が表示されること。また、2 台設置する場合は、2 台のレコーダーは連動及び個別操作に対応できること。
- ⑤ 委員会室内操作席及び委員会室機器収納架に持込の録音機器を接続可能な音声出力端子を 2 系統以上設けること。なお、端子形状は最適と思われる形式を準備すること。

#### （スピーカー）

- ① 委員会室内拡声用スピーカーは天井埋込タイプとし、ハウリング対策、明瞭度を確保すること。なお、委員会室の形状等を考慮して適切な設置場所、台数を提案すること。
- ② スピーカーの設置にあたっては、必要なスピーカーの固定用下地補強を行うこと。なお、取付前に調査を実施し、設置場所及び設置方法について本市の承認を得ること。

#### （その他音響機器）

各入出力音声の音量調整及びハウリング対策を含む音響調整を行うためのデジタルシグナルプロセッサ（DSP）を設けること。また、議場システム等の構築上、必要な機器を設けること。

### （４）委員会室の映像機器

#### （カメラ）

- ① フルハイビジョン対応の可動型カメラを 2 台以上設置すること。なお、委員会室の形状等を考慮して適切な設置場所、台数を提案すること。ただし、特別委員会室は他の委員会室と形状等が違うので留意すること。
- ② 光学 24 倍以上電動ズームレンズ、水平垂直旋回機能を有すること。
- ③ 音声検知による自動追尾機能や会議マイク連動型など、自動的に発言者方向に対してカメラのズーム等が可能であることが望ましいが、それ以外の提案を妨げるものではない。

- ④ 撮像素子は高感度・高解像度での撮影に対応した 800 万画素以上の MOS センサー等を搭載すること。カメラ電源は PoE+ による LAN ケーブルに対応し、映像出力は HD-SDI 信号で送出可能であること。
- ⑤ 水平垂直旋回、ズームなどの動作は高速かつ静音性の高い機種とすること。
- ⑥ カメラの設置に必要な取付金具を準備すること。カメラの主要色は複数色から選択可能とし、カメラ取付金具も取付周辺の設置環境に合わせた塗装色とすること。

#### (ディスプレイ)

- ① 公募開始日現在において各委員会室にディスプレイを設置する予定はないが、今後傍聴席付近に 2 台のディスプレイを設置することを想定して、準備すること。
- ② 今後設置するディスプレイについては、傍聴席付近に 65 型程度のディスプレイを 2 台（1 カ所に、横長のディスプレイを上下に 2 台配置）と想定しており、別途文字起こしの映像を表示できること。
- ③ 委員会室機器収納架に 13.3 型程度のディスプレイを設置し、議会中継配信映像及び録画映像の確認が行えること。

#### (持込映像機器の接続)

- ① 委員会室内操作席に書画カメラやタブレット端末等の映像送出機器が接続できるよう、HDMI 端子と AC100V コンセントを設けること。また、別途文字起こし PC や Web 会議 PC も接続できるよう端子の入力数を見込むこと。
- ② iPad (TYPE-C) の接続を想定し、HDMI への変換コネクタを設けること。なお、HDMI への変換アダプタ等の準備でも可とする。
- ③ 接続された映像機器の映像は委員会室内操作席のタッチパネルディスプレイより任意の送出先に対して送出操作ができること。

#### (録画機器)

- ① 議会中継配信映像や個別カメラのハイビジョン映像録画（HD-SDI 信号、HDMI 信号両方対応可能とする）を行うため、業務用 BD/HDD レコーダーを 3 台以上設置すること。なお、録画する映像については、各カメラの音声付きの映像、音声付きでテロップ等を挿入した状態の映像を想定している。
- ② ハードディスク容量は 1TB 以上とし、ブルーレイ DVD とハードディスクへの同時録画が可能な機能を有すること。
- ③ 録画操作は本体またはタッチパネルディスプレイから操作可能とし、ディスプレイにはレコーダーの動作状態（録画・停止）及び記録可能時間が表示されること。
- ④ 録画映像の確認は、機器収納架内の 13.3 型程度のディスプレイで行うものとする。録画データ選択や各種編集操作についてはレコーダー付属のリモコンを使用して行えること。

#### (議会映像の外部配信)

- ① 本市のインターネット議会中継配信業務を受託している事業者と協議のうえ、映像・音声の問題なく配信されるように、設計、施工及び調整を実施すること。

- ② 発言者選択映像を含むカメラ映像以外に、現段階では想定していないが、委員会室内操作席に接続された書画カメラやタブレット端末等を使用した電子資料映像、別途契約の手話通訳者付配信映像、音声文字変換映像等が配信されるよう対応すること。
- ③ 市会事務局内操作室に 55 型程度のモニター 1 台、15 型程度のモニター 7 台を設置し、議場等の議会中継配信映像の視聴ができること。なお、設置についてはスペース等を考慮しつつ、設置前に設置場所・方法等を提案し本市の承認を得ること。(再掲)

#### (停電対策)

- ① 落雷等による停電時における対策として、無停電電源装置 (UPS) を設けること。
- ② UPS で保護する機器は議会運用パソコン、タッチパネルディスプレイ、録音機器、録画機器、制御機器及びそれに付随する機器とし、それらの機器に停電後約 5 分間電源供給が可能な容量を見込むこと。
- ③ UPS は委員会室機器収納架に設置すること。
- ④ UPS 電源供給機器について、常時電源供給機器以外の電源は「(5) 操作／制御装置」に記載の主電源と連動して電源制御が行えること。

### (5) 操作／制御装置

#### (制御機器)

議会運用パソコン、システムコントローラ、制御用スイッチングハブ等の制御機器を設けること。

#### (主電源)

主電源ユニット等を設置し、議場システム等の電源管理を一括でできるようにすること。

#### (タッチパネルディスプレイ)

- ① 議場内操作席及び市会事務局内操作室に 23 型以上のタッチパネルディスプレイを各 1 台設置すること。なお、議会運営に必要な操作及び設定作業が全て行え、かつ、同時に操作運用が行えること。ただし、2 台の操作については後押し優先とすること。
- ② 委員会室内操作席及び市会事務局内操作室に 21.5 型程度のタッチパネルディスプレイを各 1 台ずつ (委員会室に各 1 台で計 7 台。それぞれに対応するものが市会事務局内操作室に 7 台。) 設置しすること。なお、議会運営に必要な操作及び設定作業が全て行え、かつ、同時に操作運用を行えること。ただし、それぞれ 2 台の操作については後押し優先とすること。
- ③ 議場内及び委員会室内操作席に設置するタッチパネルディスプレイは各 1 台とし、議会運営に必要な操作全般及び一元管理が行えること。ただし、操作を分割するほうが運用の効率化が図られる場合などは、分割する具体的な操作内容を示したうえで、適切な操作機器及び台数を提案すること。なお、その場合であっても操作席机上面スペースは考慮すること。

#### (議会運用パソコン)

- ① 議会運用パソコンは、耐久性の高い部品で構成されているワークステーションパソコン (以下、PC) を使用すること。OS は Windows 11 Pro for Workstations (64bit) 以上とし、導入時の最

新版を使用すること。また、容量が 500GB 以上の SSD を 1 基搭載し、冗長化（RAID1）を行うこと。

- ② 議場で使用する PC は映像処理や発言残時間映像等の映像送出及び音響設備・映像設備等の制御を行うため、処理能力の高い CPU を選定すること。なお、委員会室で使用する PC は映像送出も限られ、操作頻度も少なく同様の CPU は必要ないため、最適のものを選定すること。
- ③ カメラ映像入力及び出力は HD-SDI 信号及び HDMI 信号に対応できること。タッチパネルディスプレイ及び発言残時間映像等の映像出力は DVI/DP/HDMI 信号のいずれかを出力できること。なお、入力数及び出力数については、本仕様書に記載の条件を満たす最適と思われる数を見込むこと。また、開会ブザー等の音声出力に対応すること。
- ④ 熱によるトラブルを考慮したプロセッサ冷却方式を選定し、必要であれば冷却ファンの追加を行うこと。ただし、静音性が高いものとする。
- ⑤ PC の故障時におけるメーカー修理を想定し、長期メーカー保証（5 年オンサイト、休日修理付、翌日対応）を見込むこと。
- ⑥ （議場のみ）万が一、本会議中に PC が故障した場合を想定し、バックアップ PC を設置すること。バックアップ PC はメイン PC と同一スペックとし、メイン PC で設定された各種設定データはメイン PC 終了時、バックアップ PC に更新されることで常に最新の議員席レイアウトデータ及び設定データを使用した議会運営が可能であること。
- ⑦ （議場のみ）メイン PC 及びバックアップ PC は議会運営の邪魔にならないよう、議場機器収納架に設置すること。
- ⑧ 議会運用パソコンの台数については、メイン PC が議場 1 台、各委員会室 1 台ずつの合計 8 台となり、バックアップ PC は議場 1 台のみを想定している。
- ⑨ （議場のみ）複数台の PC を使用するような運用は、トラブル発生の可能性や UPS 設置台数の増加、OS 及びパソコンの更新など長期運用におけるランニングコスト増加の問題につながるため、メイン PC 及びバックアップ PC の 2 台以内の設置とすることが望ましいが、それ以外の提案を妨げるものではなく、安定して運用可能な議場システム等を構築すること。

## （6）議会運用ソフトウェア

議会運用ソフトウェアの操作は議場内操作席及び市会事務局内操作室に設置された 23 型以上のタッチパネルディスプレイを使用し、議会運営に必要な操作及び設定作業が全て行えること。

各委員会室では委員会室内操作席及び市会事務局内操作室に設置された 21.5 型程度のタッチパネルディスプレイを使用し、議会運営に必要な操作及び設定作業が全て行えること。ただし、委員会室では電子採決システム、出席議員数表示・出席操作、発言残時間表示・運用操作については必要ない。

なお、本市と調整のうえ、本市の仕様に合わせたカスタマイズ対応が可能であること。

### （音響操作）

- ① タッチパネルディスプレイの操作画面で各席のマイク ON/OFF 及びマイク音量調整が行えること。
- ② マイクの入力音量は、発言者毎に音量調整が可能であること。また、その調整結果を登録するだけでなく、本会議及び委員会中でも簡易操作で反映が可能であること。

- ③ （議場のみ）議長席及び演壇については、発言者を指定（ドラッグ&ドロップ操作などによる）することで、設定された情報（氏名や会派名、マイク音量値等）の割付けができること。
- ④ 録音操作及び録音可能時間の確認ができること。
- ⑤ 開会ブザー、予鈴ブザー及び警告ブザーの操作が行えること。
- ⑥ 本会議及び委員会中における発言者の氏名・発言場所等が発言ログデータとして記録できること。また、Microsoft Office で編集可能な形式で取り出すことができるのが望ましいが、CSV 形式でも可とする。
- ⑦ タッチパネルディスプレイの操作画面は、複数の議員席レイアウトに対応し、登録及び呼出操作が可能であること。

#### （映像操作）

- ① （議場のみ）議長席及び演壇については、発言者を指定（ドラッグ&ドロップ操作などによる）することで、設定された情報（氏名や会派名、カメラ画角情報等）の割付けができること。
- ② 議員席全景映像など議員席以外のカメラプリセットパターンを登録し、呼出操作ができること。登録数は 10 個以上とし、画面分割表示（ピクチャーインピクチャー、2 分割表示）等もパターンとして登録及び呼出操作ができること。
- ③ カメラの旋回やズーム操作を行えること。また、各席に登録されているカメラ画角やズーム、レンズ、旋回ポジション等のカメラプリセット情報については、本会議及び委員会中でも変更及び登録が可能であること。
- ④ ズームレンズ及び水平垂直ポジションの登録を最大 100 程度出来る機能を有し、登録した内容は議場内操作席及び市会事務局内操作室のタッチパネルディスプレイで呼出操作が可能であり、ズーム、旋回の手動制御操作ができること。
- ⑤ 議会中継配信映像に議会名や議員の会派名及び氏名、答弁者役職名、質問中・答弁中・質問内容といった進行状況など、視聴者が理解しやすいよう、様々なテロップ文字情報の表示に対応できること。
- ⑥ テロップ文字は議員氏名等で使用される旧字・外字（JIS2004 準拠）に対応でき、該当しない文字については市販されているフォントデータを登録するなど容易にフォント追加ができること。
- ⑦ 定型テロップ情報を本会議及び委員会中でも変更及び登録が可能であること。
- ⑧ テロップ文字機能は発言者選択操作と連動した発言者名や会派名の表示以外に、定例会名など事前に作成したテロップの選択操作を行うことで、瞬時に表示・切替・テロップ OFF が行えること。
- ⑨ テロップ文字の入力や設定等のテロップファイルデータの作成は職員が行うことを想定しているが、300 通り以上を作成できること。
- ⑩ 外部配信事業者が管理するシステムへの議会中継配信映像の送出について、ON/OFF 操作が行えること。
- ⑪ （議場のみ）各ディスプレイへの送出映像の切替操作が行えること。また、議会運営に合わせて、各ディスプレイに送出する映像を予めパターンとして登録でき、パターン選択操作を行うことで各ディスプレイへの送出映像を一括して切替ることができること。
- ⑫ 議会中継配信映像の中に子画面を表示（ピクチャーインピクチャー）できること。また、2 分割して同時に表示可能な分割映像に対応できること。

- ⑬ 議会中継配信映像の動画から静止画を保存・取り出すことが可能で、市会だよりや議員の SNS 等で活用できる機能を有すること。
- ⑭ プリセットの切り替えの際には、視聴者が視聴しやすい映像となるよう、カメラが移動中の映像を表示せず、完全に次のプリセットに切り替わった後に、移動後のカメラ映像に切り替わることをとし、これら一連の操作を自動で行えること。
- ⑮ 議会開始前・休憩中・議会終了の際、議会カメラ映像が表示されないよう、議会中継配信映像及び各ディスプレイへの送出停止操作が行えること。送出停止操作を行うことで、登録した静止画映像のみ送出され、議場内音声配信されないものとする。静止画は職員でも簡単に入れ替えることができ、本市のイベントやお知らせ画像などを登録することが可能であること。また静止画映像上に休憩中等のテロップ文字を合成できること。

(発言残時間表示・運用操作) ※議場のみ

- ① 本会議での一般質問等における発言残時間を管理し、残時間表示などの操作が行えること。
- ② 発言残時間は、複数のプリセット時間からの選択、または任意時間の入力が可能であること。時間表示は分／秒表示とし、設定された警告時間を経過すると自動的に文字色を警告色に切替えること。なお、タイマー操作はフリック操作などにより素早いスタート・ストップ・リセット操作が行えること。
- ③ オートタイマー機能を有すること。またオートタイマー機能はタイマーの稼働中・停止中に限らず ON/OFF 操作が行えること。
- ④ 議会運用パソコンより発言残時間映像の送出が行えること。

(電子採決システム) ※議場のみ

- ① 議長席及び議員席に電子採決操作機器を合計 71 個設置し、選択肢数は賛成・反対・予備の 3 つ以上とすること。なお、議長席及び議員席に電子採決操作機器を設置するスペースとしては、下記の出席・退席操作が可能な機器と合わせて D100mm×W180mm×H50mm 程度であるため、スペースに考慮したものを提案すること。
- ② 設置する電子採決操作機器については、議長席及び議員席に固定すること。
- ③ 電子採決では、議長が採決を締切るまでは何度でもやり直しができること。
- ④ 電子採決結果の表示方式は集計賛否または個別賛否に対応できるものとし、議題ごとにいずれかの表示方式の選択ができること。
- ⑤ 特別採決（議長の採決参加）設定が可能であること。その際、採決総数は議長を加えた採決総数で自動的に表示されること。
- ⑥ 採決結果は議案ごとに各議員の賛否情報を記録でき、Microsoft Office で編集可能な形式で取り出すことができるのが望ましいが、CSV 形式でも可とする。

(出席議員数表示・出席（退席）操作) ※議場のみ

- ① 議員席に出席・退席操作が可能な機器を合計 70 個設置し、出席・退席操作と連動可能な出席議員数表示機能を設けること。なお、議員席に機器を設置するスペースとしては、上記の電子採決操作機器と合わせて D100mm×W180mm×H50mm 程度であるため、スペースに考慮したものを提案すること。ただし、氏名柱を立てると出席操作となるものは可とする。

- ② 設置する機器については、議員席に固定すること。
- ③ 出席・退席操作漏れを想定し、タッチパネルディスプレイによる手動での出席議員数入力に対応すること。
- ④ 出席議員数情報は電子採決システムにおける採決総数情報と連動することで、通常採決時と特別採決時における採決総数に自動的に反映できること。

#### (その他操作)

- ① マイクの音量操作 (UP・DOWN)、マイク ON/OFF 操作、カメラテロップ ON/OFF 操作については、タッチパネルディスプレイによる簡易操作により瞬時に行えること。
- ② 本会議及び委員会中にタッチパネルディスプレイで操作した時刻や操作内容だけでなく、それに付随する発言者の氏名・発言場所等が操作ログデータとして記録できること。また、Microsoft Office で編集可能な形式で取り出すことができるのが望ましいが、CSV 形式でも可とする。
- ③ 議場システム等で操作・制御している機器が、万が一故障及び通信制御の不具合が発生した場合、不具合が生じている機器が特定できるメッセージを表示する機能を有すること。

#### (メンテナンスモード)

メンテナンスモードについては、職員でも簡単に操作でき、議員席レイアウトを複数登録（無制限）できること。また以下の設定が可能であること。

- ① レイアウト設定（議員席の追加/削除、配信中/待機中操作画面、発言残時間操作画面、カメラプリセット/テロップ設定画面等）については自由に配置変更ができること。
- ② カメラプリセットパターンの設定（カメラ/プリセット位置の設定、ボタン名称、単画面/PinP/2分割等の画面表示パターン等）が行えること。
- ③ 議員席・理事者席について各種設定（議員名・理事者名、会派名、登録委員会名、議長／副議長、マイク音量値、演壇登壇時におけるカメラ画角等）が行えること。
- ④ 委員会名や会派名の登録及び削除ができること。
- ⑤ 議員席・理事者席の各種設定情報はインポート／エクスポートに対応可能とし、名称等の編集作業を職員の通常業務用パソコンを用いた編集に対応できること。
- ⑥ 発言ログデータ、操作ログデータ及びシステムエラーログデータが記録できること。また、Microsoft Office で編集可能な形式で取り出すことができるのが望ましいが、CSV 形式でも可とする。

### (7) その他設定・調整等

#### (設定・調整)

- ① 機器設置完了後に全ての機器の動作確認及び音響映像調整を行うこと。
- ② ソフトウェアの設定については、氏名や会派、委員会等の議会運営に必要な情報の入力が完了していること。

## (音響調整・測定)

施工完了後に音響調整及び音響測定を行うこと。なお、実施後の設定値等については、今後の参考とするため本市に提供することとするが、提供方法や項目などは別途協議するものとする。各委員会室も同様とするが、各委員会室については下記記載の音響調整及び音響測定は実施しない。

音響測定項目の目的については下記のとおりとする。

### ① 定常音音圧レベル分布測定

拡声装置による議場内各席における拡声音の音圧分布状態を確認することを目的とし、席間の音圧分布の偏差が小さくなるよう音響調整を行い、その結果を測定により確認する。

### ② 伝送周波数特性

拡声音における音質の確認を目的とし、音響設備に再生周波数を十分に超える帯域幅のピンクノイズを入力したときの各席（測定点）における周波数毎の音圧レベルを測定により確認する。

### ③ 明瞭度（STI）

拡声装置を用いた発言の内容が、各席（測定点）に対して、どれだけ正確に伝達できるかを測定し、確認する。

音響調整及び音響測定については、下記条件を満たすこと。

- ① 調整及び測定は、同規模以上の音響設備のシステム設定及び音響調整をおこなった実績を持つ者により行うものとする。
- ② 調整及び測定の実施 1 か月前までに、測定にかかる手順書等を提出し、本市の承認を得ること。音響調整及び測定で使用する測定機器について、正確な測定を行うため、騒音計など校正が必要な機器については校正証明書を添付すること。
- ③ 各音響測定項目における目標性能値については、下記性能が得られるよう音響調整を行い、その結果を測定するものとする。

| 調整項目       | 音源               | 測定点                                   | 目標性能値                      |
|------------|------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 定常音音圧レベル分布 | 4kHz オクターブバンドノイズ | 議場内各席<br>傍聴席                          | 偏差 10 dB以内                 |
| 伝送周波数特性    | ピンクノイズ           | 議長席<br>演壇<br>議員席測定点<br>理事者席測定点<br>傍聴席 | 300Hz ~2kHz において偏差 10 dB以内 |
| 明瞭度（STI）   | STI テスト信号        | 議長席<br>演壇<br>議員席測定点<br>理事者席測定点<br>傍聴席 | Fair 以上                    |

## 4 その他の要件

### (セキュリティ管理)

本市の「大阪市情報セキュリティ管理規程」及び「大阪市情報セキュリティ対策基準」といった情報化関連規程等を遵守すること。

### (マニュアル・説明会対応)

- ① ソフトウェアを含む運用マニュアルは、本市仕様で作成すること。また、通常操作及び設定の操作手順はもちろん、バックアップ切替時の運用手順等も含めたマニュアル作成を行うこと。
- ② 職員に対する現地説明会を行うこと。説明会は2回行うものとし、一回目の説明会后、一定期間操作の練習を行った後、再度不明点を含めた説明会を行うものとする。

### (議会サポート)

- ① 導入後の議会については適宜立ち合いを行うこと。なお、本市が想定しているのは下記のとおりである。  
本会議：初回、一般質問、採決時など（3～5回程度）  
委員会：特別委員会の初回など（1～2回程度）  
特別委員会室を本会議場として使用する際の初回、一般質問など（3～5回程度）  
第1、2委員会室を使用する際の初回など（1～2回程度）
- ② 上記を想定しているものの、立ち合い回数や内容などの詳細については、本市と協議のうえ確定するものとする。

### (保守点検の考え方や実施方法についての提案及び参考見積)

- ① 無償保証期間を示し、無償保証期間終了後の保守点検等について、考え方や実施方法（任意様式）及び1年あたりの経費（参考見積額（様式4））を提案すること。  
※ 保守点検等に係る参考見積額は、本プロポーザルの提案上限額の対象ではない。
- ③ 提案する議場システムを導入した場合の保守点検等について、次の区分により内容と経費を示すこと。  
ア 提案する議場システムを導入した場合に必須となる内容と経費  
イ オプションとして選択可能な内容と経費
- ④ システム再構築時期、機器設備の更新時期及び更新方法など、今後10年間のシステム維持計画を提案すること。ただし、更新等のワンサイクルが15年であれば15年間のシステム維持計画とすること。

## 5 完成図書等

本業務の受注者は、業務完了時に、完成図書を2部提出すること。また、指定したファイル形式で作成した電子媒体に記録したものも納入すること。

完成図書の概要は次のとおりとする。なお、各項目の編成順序は問わない。

- ① 操作運用等マニュアル

- ② 運用支援・障害対応の担当者、連絡先等を記載した体制図
- ③ 構築したシステムの説明書
- ④ 導入手仕様一覧（機器のカタログ等含む）及び金額内訳
- ⑤ システム構成図、ラックマウント図
- ⑥ システム構築後の稼働試験結果報告
- ⑦ 施工前後の写真
- ⑧ 配線等がわかる図面
- ⑨ 産業廃棄物処理に関する報告
- ⑩ その他受注者が必要と判断したもの又は本市より指示のあったもの

## 6 発展的要件（技術力、企画力、障害対応等による発展的な提案を求める項目）

発展的要件については、企画提案者の実績、経験、技術力、企画力等に基づく専門的見地からの積極的な提案を求めるものである。

以下の項目について、事業者としての考え方、実施可能な内容、提案するシステムの優れた機能などについて提案すること。

### （１）システムの長期運用に耐え得る安定性、発展性

#### 〈提案の例〉

- ・運用（操作）システムが PC を使用しないシステムであるなど、ソフトウェアが OS のサポート終了などの影響を受け難い。
- ・システムにバージョンアップがあった場合は無償でバージョンアップを行うなどの対応が充実している。PC を使用する場合は、OS サポート終了時にサポートされている OS への移行を行うなどの独自対応が充実している。
- ・ウイルス対策等のセキュリティ対策が施されている。

### （２）システム障害トラブル等の未然防止、システム障害が発生した場合においても本会議等を遂行できるための具体的な対応

#### 〈提案の例〉

- ・機器の故障やシステム障害によるトラブルを未然に防ぐ対策が講じられている。
- ・議場システムに障害が発生した場合にでも、議事運営及び会議録作成に支障をきたさないよう、議事の進行や録音記録ができるための対策が講じられている。

### （３）その他の発展的提案

本仕様書に規定されていない機能等で、導入が望ましいと思われるもの又は本市にとって有効、有益な機能等、独自のセールスポイント、将来的な拡張性や改善点等を提案すること。

## 7 その他

- (1) 本業務の履行にあたり必要となる受注者の人件費、打ち合わせ等の出張旅費、資料等の作製費、電話等の通信費、郵送料等については、すべて提案金額に含めるものとする。
- (2) 本業務の履行にあたり本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、本市と協議のうえ確定するものとする。

## 8 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市会事務局総務担当

TEL：06-6808-8671

電子メールアドレス：[vi0001@city.osaka.lg.jp](mailto:vi0001@city.osaka.lg.jp)

## 【参考】

### 1. 議場の音声設備の現状

- ・議場内の2階テラスにある音響調整卓でミキシングを行っている。
- ・議場内では、議長席、演壇、局長席の3か所でコンデンサマイクを2本ずつの計6本、ワイヤレスマイクを4本使用しており、議員の席からの発言はワイヤレスマイクを使用している。
- ・音響調整卓下部の音響ラックにグラフィックイコライザーが設置されている。
- ・議長席、演壇、局長席、議員席、理事者席、速記席、記者席の各席に設置されているスピーカーと、傍聴者席の天井に設置されているスピーカーに音声を出力するためにアンプを10台使用している。
- ・アンプの音量は固定されており、職員は音量調整をできないようにされている。
- ・音声設備にかかる配線やコネクタ、スピーカー等は全て見えないように設置されており、議場内の壁や天井等に露出して設置されているスピーカーはない。
- ・ビデオデッキ、DATデッキ、カセットテープデッキが設置されており、現状DATデッキの出力端子にICレコーダーを接続し、音声を録音している。
- ・アンプ、ビデオデッキ、DATデッキ、カセットテープデッキ、ワイヤレスマイク受信機は音響ラックに収納されている。

### 2. 議場の映像設備の現状

- ・議場内の2階テラスに設置しているHD回転カメラ1台で撮影をしている。
- ・カメラはカメラ・テロップ制御システムで制御しており、画角を一定数プリセットとして登録できるようになっている。
- ・音声は記者席に設置されている音声出力端子より取り込んでいる。
- ・カメラ・テロップ制御システムにより発言者の氏名などをテロップ表示している。
- ・会議開催前、休憩中、会議終了などの状況を議場の天井を撮影した状態でテロップ表示している。
- ・撮影した映像と取り込んだ音声を、館内共聴設備を経由して庁舎内モニター放映設備とインターネット中継設備に出力している。

### 3. 委員会室の音声設備の現状

- ・7部屋の委員会室の音声設備は全部屋基本的には同じ構成となっている。(更新時期によって機器には多少のバラつきがある。)
- ・委員会室のマイクは全てコンデンサマイクを使用している。
- ・委員会室では8CHのオートマチックミキサー2台をリンク接続して設置し、合計16本のマイクを制御している。
- ・委員会室には床面に埋め込む形でコンセント1口とXLR端子11口とミキサーからの出力端子1口を備えたコネクタボックスが設置されている。
- ・委員会室の床面には、コネクタボックスとは別にXLR端子1口のコネクタボックスが設置3～4箇所設置されており、この端子は、他のXLR端子とミキサーのCHを共有している。

- ・委員会室内に設置されている音響ラックに XLR 端子 5 口を備えたパネルが設置されている。
- ・委員会室内には音響ラックが設置されており、ほとんどの音声設備は全てラックに収納されている。
- ・グラフィックイコライザー 1 台とアンプ 1 台が設置されている。
- ・委員会室の天井にスピーカーが 10 台設置されている。
- ・委員会室では、市役所本庁舎内の館内放送を通常は放送しない設定となっているが、スイッチで放送することも選択できるようにしている。
- ・会議中であっても市役所本庁舎内の緊急放送は放送される設定となっている。
- ・特別委員会室、第 3～6 委員会室の 5 部屋は、他の委員会室の音声をスピーカーで放送できる。
- ・音声を、館内共聴設備を通じて庁舎内のモニター放映設備とインターネット中継設備を経由して出力している。
- ・館内共聴設備に音声を出力するかどうかを制御するスイッチが設置されている。
- ・録音、録画用にビデオデッキが設置されているが、使用しておらず、委員会室内では、コネクタボックスに設置されているミキサーの出力端子に IC レコーダーを接続し、音声を録音している。

#### 4. 委員会室の映像設備の現状

- ・委員会室内は 1 台のカメラで撮影している。
- ・カメラは左右への旋回が可能なカメラ台に設置し、カメラ台を遠隔操作することにより左右に旋回させている。
- ・カメラに遠隔操作可能なレンズを装着し、コントロールユニットからズームを遠隔操作している。
- ・カメラから出力された映像にタイ틀ーで会議開催前や休憩中などの表示を挿入している。
- ・映像を、館内共聴設備を通じて庁舎内のモニター放映設備とインターネット中継設備を経由して出力している。
- ・館内共聴設備に音声を出力するかどうかを制御するスイッチが設置されている。
- ・録音、録画用にビデオデッキが設置されているが、使用しておらず、委員会室内では映像の保存をしていない。
- ・可動式の 55V 型のモニター 2 台で全委員会室のオンライン出席に対応している。

#### 5. インターネット中継設備の現状

- ・本市から委託事業者により市会事務局事務室内のアンテナ端子から受信したデータを RCA ケーブルでデータ提供し、委託事業者がインターネット中継及び録画放映と、映像配信用サイトの管理運営を行っている。
- ・委託事業者が管理運営するサイトにおける録画放映は、各会議開催日の 3 日後（土日、祝日を除く）から放映している。
- ・委託事業者が管理運営するサイト以外に大阪市会事務局の YouTube チャンネルで会議開催日の翌日から録画放映をしている。
- ・市会事務局事務室内にエンコード用 PC と動画編集用 PC を設置している。（委託事業者が設置）
- ・生中継は 1,200 件の同時アクセス、録画放映は 100 件の同時アクセスを想定している。